

中小企業・小規模事業者の皆様へ

「働き方改革関連法」が施行されています！対応はお済みですか？

(厚生労働省 静岡労働局 委託事業)

静岡働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料**で**ご支援**いたします。

悩める経営者のチカラになります！



特に、以下のお悩みや課題は
迷わずご相談ください。

- ☒ 業務効率化から始めたい
- ☒ 生産性向上で賃金アップ
- ☒ 同一労働同一賃金
- ☒ 時間外労働の上限規制
- ☒ 活用可能な助成金
- ☒ 人材不足対応（育成含む）

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

当センターではご要望に応じ、
企業経営や労務管理の専門家が無料で
以下の支援をお手伝いしています。

無料

個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し
課題解決に向けた支援を行います。

無料

セミナー・講師

気軽に参加いただける WEB
セミナーを多数用意しております。

無料

常駐相談

当センター内で電話相談や
来所者相談を行っています。

静岡働き方改革推進支援センター

受付時間 平日 9:00～17:00
〒420-0858 静岡県静岡市葵区伝馬町 18-8
アミイチビルB1～B号

電 話

0800-200-5451

E-mail

shizuoka@task-work.com

ファックス

054-205-6137

相談申し込みはこちら



Facebookはこちら

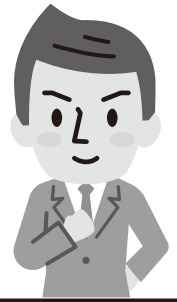


静岡働き方改革推進支援センター



裏面は無料出張相談申込票になっております。FAX または E-mail でもお申込みいただけます。

働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業の 事業主を専門家が無料でご支援します！



社会保険労務士などが訪問

ご希望の日時に対応

相談申込書

 **054-205-6137**

申込日： 年 月 日

E-Mail の方は、shizuoka@task-work.com へ下記内容をお送りください。

事務所名・所属			
ご担当者名			
ご連絡先	住 所	〒 -	
	電 話	() -	
	Email	@	
相談内容 (最大2つまで ☒ チェックして下さい)	☐ 同一労働同一賃金 ☐ 助成金全般 ☐ 労働時間・年休等の労務管理 ☐ 大企業等による「しわ寄せ」 ☐ 生産性向上による賃金引き上げ ☐ 新型コロナウイルス関連 ☐ 人手不足等 ☐ テレワーク ☐ その他 ()		
	自由記述		
お答えの方法	☐ 専門家による訪問 ☐ センターへの来所 ☐ 電話・メール・FAX での回答		

働き方改革支援センターをどこで知りましたか？ ※複数回答可 ※継続支援の場合は回答不要

- ☐ 商工会議所 ☐ 商工会 ☐ 中小企業団体中央会 ☐ 業界団体 ☐ 金融機関 ☐ よろず支援拠点
- ☐ センター HP ☐ 厚生労働省 HP ☐ 労働局 HP ☐ ハローワーク ☐ 労働基準監督署 ☐ 地方自治体
- ☐ 知人・取引先企業 ☐ 案内ポスター・ちらし ☐ SNS ☐ その他 ()

※お申込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。

希望される専門家(HP 参照)、ご希望日がございましたら、相談内容欄にご記入ください。

※本紙に記載されました個人情報については、他目的での使用はいたしません。